

# 熊本県麻しん対策会議開催要綱

## 1. 目的

「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年12月28日付け厚生労働省告示第442号)に基づき、平成27年度までに麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標として、本県内における麻しんの発生動向、定期の予防接種の接種率及び副反応の発生状況等の把握、施策の進捗状況の評価、取組みの方向性等を協議するため、県、市町村、教育、医療等関係機関により熊本県麻しん対策会議(以下「対策会議」という。)を開催する。

## 2. 構成

対策会議は、次の関係機関等により構成する。

- ①感染症医療専門家
- ②学校・保育関係機関
- ③保護者
- ④医師会
- ⑤市町村
- ⑥熊本市
- ⑦熊本県
- ⑧その他、必要と認められる関係機関等

## 3. 開催時期

対策会議は、必要に応じて開催する。

## 4. 開催及び運営

対策会議は熊本県健康福祉部長が開催し、事務局は熊本県健康危機管理課が所管する。

## 5. 座長の選出

対策会議に座長を置き、会議構成メンバーの中から選出する。

## 6. 麻しん対策担当者会議の開催

対策会議での論議等を踏まえ、麻しん対策の具体的、効率的な推進を図るため、必要に応じて、市町村、教育関係機関等の実務担当者による麻しん対策担当者会議を開催する。

## 7. その他

対策会議の開催に関し必要な事項は、別途定める。

### 附則

この要綱は、平成20年7月25日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。